

季節風

忍びの術

情報広報部 宮本 慎一

将棋の大山名人は、揮毫を求められるといつも「忍」と一字書いたそうです。まさに名人の棋風をあらわすように、「じっと我慢」の意味で書いたのでしょうか。山田風太郎の忍法帖シリーズなどで活躍するのがご存じ、忍者。こちらは抜き足・さし足・忍び足の「忍」、つまり「こっそり」の意味です。「じっと我慢」と「こっそり」とではだいぶ意味が違いますが、「隠して表には出さない」というところに、共通のニュアンスが感じられます。強い将棋指しが「忍」と書くと、「じっと我慢をかさね、凌いどうえて敵に対しては容赦なく、二度と立ち直れないほどに叩きのめす」という感じがするし、「忍者」となると、「人目につかずにむごいことを平気でする者」という感じがします。なぜ「忍」が「じっと我慢する」であり、また「むごいことをする」でもあるのか。それはどちらも「心理的に無理をする」行為だからといわれています。

もともと「忍」というのは、〔説文解字〕に「能くするなり」とあり、忍耐の意味とする。その声義は韌（じんたい）と関係があり、韌帯は骨と骨を結び付ける強い繊維の束で、その強韌の意味を人の心の上に移して、「耐える、しのぶ、がまんする」の意味になる。用例としては、「堪忍＝たえしのぶこと、他人の過ちを許すこと」、「堅忍＝がまん強く耐えること」、「残忍・惨忍＝残酷なことを平気ですること」とあります。（常用字解、白川静）

国語辞典で「忍（しのび）」を引くと、「目立たないようにすること。隠れたりして人目を避ける

こと」、「こらえること、我慢すること」、「他人の財物をひそかに盗むもの」などがあげられています。「忍び込む」には、「人目につかないようにひそかにはいりこむ」とあります。そうすると「忍び込ませる」は、人目につかないようにひそかに何かを紛れ込ませ、ということになります。

ところで、自民党は11月22日に新憲法草案を発表しました。改憲問題でも、とくに第九条の扱いが国民的議論の的になっていますが、新憲法草案の第七章・「財政」を注意深く見ると、第八十三条二項に「財政の健全性の確保は、常に配慮されなければならない」という条文が挿入されています。一見なんの問題もないように見えますが、この財政健全主義つまり赤字財政の禁止は、福祉国家型財政の膨張に対する歯止めをも意味します。突き詰めていくと、社会保障費の増加による赤字財政は憲法違反、ということにもなりかねません。

さらに第八章・「地方自治」の第九十一条二項には「地方自治は、地域における住民に身近な行政を自主的、自立的かつ総合的に実施することを旨として、行われるものである」とあります。「住民に身近な行政」には教育・医療・保健・福祉などが含まれるので、それらは地方自治体が総合的に担いなさいということで、国は「社会福祉については手を出さず自治体に任せる」ということにほかなりません。自治体は地方税といくばくかの地方交付税で社会保障の財源を調達し、国に頼ってはいけません。つまり、国が国民に果たすべき最低保障の責任を、自治体に転嫁するということになります。また、「住民は、その属する地方自治体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を公正に分任する義務を負う」という条文もあり、これは「住民は自治体を実施する行政に対してその費用負担する」、つまり、「地域住民に必要なことは、その住民の負担でおやりなさい」というわけです。

大きな話題の陰に隠れて、目立たないようにそっと忍びこませたうえで、国は惨忍なことをする。国民はただじっと堅忍するだけ。日本の今年を象徴する文字は「忍」で決まったかもしれません。